

**都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 2 号に基づく
基本方針における都市の緑地の保全への配慮リスト**

		区域内	区域外	担当課	わが街	備考
市街化区域		☐	☐	都市計画課	○	※ 1
都市計画公園・緑地		☐	☐		○	※ 2
生産緑地法	生産緑地地区	☐	☐	農業振興課	○	※ 3 ※ 9
都市緑地法	緑地保全地域	—	—	—	—	※ 4
	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区)	☐	☐	自然環境 ・河川課	○	※ 5 ※ 9
	緑化地域	—	—	—	—	※ 4
	緑地協定	☐	☐	自然環境 ・河川課	○	※ 6
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	☐	☐		○	※ 7 ※ 9
横須賀市風致地区条例	風致地区	☐	☐		○	※ 7 ※ 9
建築基準法	建築協定	☐	☐	建築指導課	○	※ 8

※ 1 区域内でなければなりません。

※ 2 区域外でなければなりません。

※ 3 生産緑地地区内においては、制限が解除された場合に限り適合になります。

※ 4 令和 5 年 4 月 1 日現在、指定はありません。

※ 5 当該地区に該当する場合、都市緑地法第 14 条第 2 項の規定により原則許可をすることが出来ませんが、許可を受けることが出来れば適合になります。

※ 6 区域や制限の内容の確認は自然環境・河川課でお願いします。区域に該当する場合は、緑地の保全に関する制限等の内容に適合する必要があります。

※ 7 区域内の場合は認定申請時において、許可が必要なもの（風致地区）については許可通知書の写しを、届出が必要なもの（近郊緑地保全区域）については届出書の写しを添付してください。

※ 8 令和 5 年 4 月 1 日現在、緑地に関する制限を定めたものではありません。

※ 9 地区、区域の指定に関するお問い合わせは、都市計画課へお願いします。

※ 上記の各地域、地区、区域等の確認に当たっては、横須賀市ホームページの「わが街ガイド」等を参考にしてください。（確認できるものは「わが街」欄に○印の記載があります。）ホームページで確認できない情報については、担当課にご確認ください。

※ 各情報に関する詳細及び最新の情報については、担当課にご確認ください。